



# 令和7年度 浜松市結婚新生活支援事業補助金 「申請に関するQ & A集」

結婚新生活支援事業補助金に関する「よくある質問」を掲載しています。

## 1. 「対象世帯」について

(Q 1) 合計所得 500 万円未満とは、夫婦の所得の合算額ですか。

夫婦の所得の合算額です。

国の実施要綱に定められた条件により、夫婦の「前年度」の所得の合算額が 500 万円未満の場合、対象となります。

(Q 2) 夫婦の一方または双方が日本国籍を有していない場合、対象となりますか。

日本方式の婚姻をしている場合、対象となる。

外国方式の婚姻をしている場合、戸籍に婚姻の事実が記載されていれば対象となります。

(Q 3) 夫婦の一方または双方が再婚の場合、対象となりますか。

対象となります。

ただし、夫婦の一方または双方が、過去に同類の補助金の交付を受けたことがある場合（他の自治体の補助金を含む）、対象になりません。

(Q 4) 生活保護受給世帯は、補助の対象となりますか。

対象となります。

ただし、対象費用は、生活保護所管課と相談する必要があるため、生活補助受給世帯の方は、申請前に必ずお申し出ください。



(Q 5) 公営住宅に入居している場合、対象となりますか。

対象となります。

## 2. 「対象費用」について

(Q 6) 住宅取得費用に土地購入代が含まれている場合（建売分譲住宅等）、住宅取得費用は対象となりますか。

対象になりません。

ただし、土地購入代を除く建物代のみの費用が確認できる場合は、対象となります。申請の際には、確認できる書類をご提出ください。

(Q7) 住宅取得、住宅リフォームの費用について、国の補助制度を併用利用することはできますか。

併用利用することは、できません。

(Q8) 賃貸物件をリフォームした場合、住宅リフォーム費用は対象となりますか。

対象となります。

ただし、貸主が負担すべき修繕費用ではないこと、かつ、貸主が住宅リフォームを許可していることを確認させていただきます。

申請の際には、確認できる書類をご提出ください。



(Q9) 所有者が夫婦ではない住宅のリフォームを行った場合、住宅リフォーム費用は対象となりますか。

対象となります。(自ら住宅リフォームを行った場合は、対象になりません。)

ただし、夫婦または一方の住民票と住宅リフォームを行った住宅の住所が同じであること、かつ、夫婦いずれかの名義で住宅リフォーム工事の契約をし、夫婦いずれかが費用を支払っているものに限ります。

申請の際には、確認できる書類をご提出ください。

また、住宅リフォームを行った住宅が『事務所兼自宅』の場合、「住宅リフォームを行った部分が住居部分であること」「事務所経費で支払っていないこと」を確認させていただきます。

申請の際には、確認できる書類をご提出ください。

(Q10) 夫婦の一方または双方の親等の親族が同居する住宅は、対象となりますか。

対象となります。

ただし、夫婦いずれかの名義で賃借・取得契約を締結した住宅であり、かつ、夫婦いずれかがこれらに係る費用の支払いを行っている住宅に限ります。

(Q11) 夫婦の一方または双方の親等の親族が同居する住宅は、対象となりますか。

(Q12) 親族が保有する住宅を賃借または取得した場合、対象となりますか。

対象となります。

ただし、夫婦いずれかの名義で賃借・取得契約を締結した住宅であり、かつ、夫婦いずれかがこれらに係る費用の支払いを行っている住宅に限ります。

(Q13) 婚姻を機として、夫婦の一方が婚姻前に賃借した住宅に、もう一方が入居する場合、対象となりますか。

対象となります。

ただし、婚姻日より前に賃借した住宅は、婚姻を機として賃借した住宅であり、かつ、その賃借日が婚姻日から起算して1年以内である住宅に限ります。



(Q14) 夫婦の一方が婚姻を機とせず賃借していた住宅に、婚姻を機にもう一方が入居する場合、対象となりますか。

対象となります。

ただし、対象となる費用は、同居を始めた日以降に生じた費用に限ります。

(Q15) 夫婦の一方が婚姻を機とせず賃借していた住宅に、婚姻を機とせず、もう一方が同居していた場合、対象となりますか。

対象となります。

ただし、対象となる費用は、婚姻日以降に生じた費用に限ります。

(Q16) 勤務先が賃貸借契約を締結している住宅または所有する住宅（社宅等）に夫婦が入居し、夫婦いずれかが勤務先に賃料相当額を支払っている場合、対象となりますか。

対象となります。

ただし、賃貸借契約書等において、勤務先が賃借人(※)であること、かつ、夫婦いずれかが勤務先に賃料相当額の支払い(※)を行っていることが確認できる場合に限りします。

申請の際には、確認できる書類をご提出ください。

※勤務先が賃借人：社宅使用契約書、入居決定通知書、社宅使用申込書等により確認

※賃料相当額の支払い：給与明細書（給与天引きを含む）、通帳等により確認

(Q17) 別居婚（単身赴任等を含む）の場合、対象となりますか。

対象となります。

ただし、主たる生活拠点となっている住宅1軒のみに係る婚姻日以降の費用に限ります。

なお、夫婦の一方が他の自治体に居住しており、他の自治体で同類の補助金の交付を受けている場合、対象になりません。

(Q18) 住宅の賃料に駐車場代が含まれている場合、賃料は対象となりますか。

対象になります。

ただし、賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けができない場合に限りします。

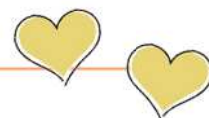
なお、賃貸借契約書等にて駐車場代相当額が確認できる場合は、賃料から駐車場代を控除した金額が対象となります。

(Q19) 賃貸借契約書に敷金に関する記載はされていないが、敷金を支払った場合、対象となりますか。

対象になります。

ただし、賃貸借契約書に記載されている住宅に係るものであり、かつ、領収書等にて敷金の支払いを行ったことが確認できるものに限りします。

申請の際には、確認できる書類をご提出ください。



(Q20) 対象期間内に引越を複数回した場合、全ての引越費用は対象となりますか。

婚姻を機とした引越のため、原則、初回の引越のみが対象となります。

ただし、対象期間内に、やむを得ない理由(※)による引越の場合は、補助上限額の範囲内に限り、対象とします。

※あらかじめ、複数回の引越が予定されている場合、対象になりません。

(Q21) 夫婦の一方が婚姻前から親等の親族と同居しており、婚姻を機として、もう一方が入居する場合、引越費用は対象となりますか。

対象となります。

ただし、夫婦いずれかが引越に係る費用の支払いを行ったものに限ります。

(Q22) 婚姻日よりも前に行った引越費用は、対象となりますか。

対象となります。

ただし、婚姻を機とした引越であり、その引越日が婚姻日から起算して1年以内であるものに限ります。

また、夫婦または一方の住民票の住所が、引越後の住宅の住所と同様であり、かつ、支払った額を領収書等にて確認します。

申請の際には、確認できる書類をご提出ください。

(Q23) 結婚を機として、新たに購入した家具などを住宅へ配送してもらう費用は、対象となりますか。

対象になりません。

(Q24) 引越費用に清掃費や不用品処分費が含まれている場合、対象となりますか。

対象になりません。

ただし、引越の契約書等に基づく支払いであり、かつ、切り分けができない場合は、対象とします。

また、契約書等にて清掃費や不用品処分費相当額が確認できる場合は、引越費用から清掃費や不用品処分費を控除した金額が対象となります。

申請の際には、確認できる書類をご提出ください。



### 3. 「申請方法」について

(Q25) 対象となる住宅の住所に住民票を移す手続きを行うことが決まっている場合、先に申請することはできますか。

申請できません。

対象となる住宅の住所と、夫婦または一方の住民票の住所が同じになった日以降に申請をお願いします。

(Q26) 申請書類の提出は、郵送またはメールでできますか。

予約フォームから事前申請予約後、夫婦または一方の方が、申請予約日に窓口（こども若者政策課）まで、お持ちください。

(Q27) 課税（所得）証明書の代わりとして源泉徴収票を提出することはできますか。

課税（所得）証明書の代わりとして源泉徴収票を提出することはできません。  
市区町村で発行した課税（所得）証明書をご提出ください。

(Q28) 海外に居住していたため、課税（所得）証明書が取得できない場合、どうしたらいいですか。

窓口提出していただく住民票等にて、課税基準日に日本国内に居住していなかった事実を確認させていただきます。

また、令和6年の収入が確認できる資料（給与明細等）により、課税基準日時点の為替レートを基準として、所得を推計します。

申請の際には、確認できる書類をご提出ください。



(Q29) 令和7年度の受付期間内において、複数回の申請を行うことはできますか。

申請は、2回まで行うことができます。

ただし、補助の上限額内において、同一世帯（夫婦）からの申請に限ります。



## 4. 「その他」について

(Q30) 課税（所得）証明書を取得する前に、事前に所得額を確認することはできますか。

収入が給与所得のみの方の場合、令和6年中にお勤めの職場で交付される、「令和6年分 給与所得の源泉徴収票」の『給与所得控除後の金額』欄に記載された額が所得額となります。

令和6年中に複数箇所でお勤め方の場合、全ての勤務先の源泉徴収票の合算が必要です。

自営業の方の場合、ご自身の令和6年分の確定申告の内容にてご確認ください。

なお、世帯の合計所得は、ご夫婦2人分の合算額のことです。

（※本方法はあくまで目安となります。）

(Q31) 所得500万円とは、給与収入に換算した場合、どのくらいの金額ですか。

給与収入約660万円が目安となります。

(Q32) 教育ローンの年間返済額は、所得から控除することができますか。

所得から控除することは、できません。

貸与型奨学金を返済している場合のみ、夫婦の合計所得から年間返済額を控除します。

(Q33) 貸与型奨学金の年間返済額は、どのように確認しますか。

奨学金返還証明書により確認します。

なお、同証明書での確認が難しい場合は、通帳等により返済額の確認をします。

申請の際には、確認できる書類をご提出ください。



(Q34) 「技能者育成資金融資制度」を貸与型奨学金とみなすことはできますか。

貸与型奨学金とみなします。

(Q35) 戸籍謄本や課税（所得）証明書等は、どこで取得できますか。

浜松市では、下表の場所にて証明書等を取得することができます。

証明書等取得の際に必要な持ち物等は、浜松市ホームページまたは各窓口へご確認ください。

なお、令和7年1月1日に浜松市に住民登録のない方は、令和7年1月1日の住民登録地へお問い合わせください。

【証明書等取得場所一覧（浜松市）】

R7. 6. 23 時点

| 場 所                     | 項 目<br>市民税・<br>県民税・<br>所得証明書 | 住民票 ※2 | 戸籍全部事項<br>証明書<br>(戸籍謄本)※2 | 婚姻届<br>受理証明書                                |
|-------------------------|------------------------------|--------|---------------------------|---------------------------------------------|
| 交付手数料                   | 350 円                        | 350 円  | 450 円                     | 350 円                                       |
| コンビニ ※1                 | ○                            | ○      | ○                         | 婚姻届を提出<br>した区役所<br>(区民生活課)<br>または<br>行政センター |
| 各区役所（区民生活課）             | ○                            | ○      | ○                         |                                             |
| 各行政センター                 | ○                            | ○      | ○                         |                                             |
| 各支所                     | ○                            | ○      | ○                         |                                             |
| 各市民サービスセンター ※3          | ○                            | ○      | ○                         |                                             |
| 各協働センター ※4              | ○                            | ○      | ○                         |                                             |
| 各ふれあいセンター ※5            | ○                            | ○      | ○                         |                                             |
| オンライン申請 ※6              | ○                            | ×      | ×                         |                                             |
| 市民税課（元目分庁舎）             | ○                            | ×      | ×                         |                                             |
| 税務総務課（市役所本庁舎）           | ○                            | ×      | ×                         |                                             |
| 資産税課<br>(北行政センター、天竜区役所) | ○                            | ×      | ×                         |                                             |

※1 浜松市民の場合、マイナンバーカードを使用して取得することができます。

また、当面の間、各手数料が 200 円減額されます。

（戸籍謄本は、「浜松市民、かつ、本籍地が浜松市の方」に限られます。）

※2 住所地や本籍地が浜松市外の方でも、広域交付サービスにて区役所または行政センターで取得できる場合があります。（マイナンバーカード、運転免許証等の顔写真付公的身分証明書が必要）

※3 新津市民サービスセンター(R8. 1. 31 まで)、可美市民サービスセンター(R10. 5. 31 まで)は、休館しています。

※4 北部・南部・中部・西部・雄踏・可美・細江協働センターを除きます。

※5 二俣・光明ふれあいセンターを除きます。

※6 詳細は、浜松市ホームページの各証明書の交付案内ページをご確認ください。

